

○本庄市競争入札参加者心得

(趣旨)

第1条 市が発注する建設工事、建設工事に係る設計、調査及び測量その他の業務委託（以下「建設工事等」という。）、物品の買受け、売払い、修繕、賃貸借及び印刷、建設コンサルタントを除く業務委託（以下「物品等」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者が守らなければならない事項は、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(競争入札参加の制限)

第2条 競争入札の参加者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び同令第167条の11第1項の規定に該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。

2 前項各号のいずれかに該当した者に対して行った一般競争入札の参加資格又は指名競争入札の指名は、これを取り消す。

第3条 競争入札の参加者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるとき、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、一般競争入札の参加資格又は指名競争入札の指名を取り消す。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗悪にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由なくして、契約を履行しなかったとき。
- (6) この条（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

第4条 競争入札の参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を申し出なければならない。

ない。

- (1) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、談合、贈賄等の不正行為により逮捕又は公訴の提起をされたとき。
- (2) 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定による勧告又は課徴金納付命令を受けたとき。
- (3) 本庄市内で工事事故を起こしたとき。

第5条 本庄市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成18年本庄市告示第164号）、本庄市物品等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成20年告示第289号）（以下「指名停止要綱等」という。）の措置要件のいずれかに該当し、指名停止の措置を受けている者は、指名停止要綱等の規定により措置された期間、競争入札に参加することができない。この場合において、一般競争入札の告示日から入札日までの期間に指名停止要綱等による指名停止の措置を受けた場合も競争入札に参加することができない。

- 2 一般競争入札の参加の申込みをした者又は指名競争入札において指名を受けた者が、当該入札が執行されるまでの間に、指名停止要綱により指名停止の措置を受けた場合又は国若しくは他の公共団体から指名停止の措置を受けた場合は、当該入札の参加資格又は指名を取り消すことができる。

第6条 本庄市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成18年本庄市告示第23号。以下「暴力団排除要綱」という。）別表の各号のいずれかに該当し、指名除外の措置を受けている者は、指名停止要綱等の規定により措置された期間、競争入札に参加することができない。なお、一般競争入札の告示日から入札日までの期間に指名停止要綱等による指名除外の措置を受けた場合も競争入札に参加することができない。

- 2 一般競争入札の参加の申込みをした者又は指名競争入札において指名を受けた者が、当該入札が執行されるまでの間に、暴力団排除要綱により指名除外の措置を受けた場合又は国若しくは他の公共団体から指名除外の措置を受けた場合は、当該入札の参加資格又は指名を取り消すことができる。

（入札）

第7条 入札参加者は、本庄市建設工事請負契約約款（平成28年7月15日市長決裁）、本庄市建築設計業務委託契約約款（平成27年3月30日市長決裁）、本庄市土木設計業務等委託契約約款（平成27年3月30日市長決裁）、本庄市業務委託契約約款（公共工事関係等）（令和元年11月25日市長決裁）、本庄市物品供給契約約款（平成24年2月27日市長決裁）、本庄市物品製造（印刷製本）請負契約約款（平成24年2月27日市長決裁）、本庄市賃貸借契約約款（平成24年2月27日市長決裁）、本庄市賃貸借契約約款（第三者賃貸

借方式）（平成２４年２月２７日市長決裁）、本庄市業務委託契約約款（平成２８年７月１５日市長決裁）、本庄市修繕請負契約約款（平成２４年２月２７日市長決裁）、契約条項のうち該当するもの（以下、「契約約款等」という。）、仕様書（現場説明書及び質疑応答書（様式第１号）を含む。ただし、物品等に関する様式は、第１２号及び第１３号を除き、別に定める。この心得において、以下同様の取扱いとする。）、図面、この心得及び公告又は指名通知の記載事項並びに現場を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、疑義があるときは、質疑応答書により説明を求めることができる。

- ２ 入札は、公告又は指名通知（以下「入札公告等」という。）入札公告等で指示した日時及び方法に従い、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。
- ３ 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により書面により入札書を提出する入札とした場合にあっては、入札書（様式第１号から第４号まで。）（再度入札によってもなお落札者がいないときで、随意契約となった場合は、見積書）に必要事項を記載し、記名のうえ、提出するものとする。
- ４ 入札は、入札公告等で指示した日時及び場所において行う。この場合において、指示された時間に遅刻した者の入札参加は認められない。
- ５ 入札参加者は、入札書（様式第２号から様式第４号まで。）に必要な事項を記載し、記名押印し、これを封書にして密封の上、入札箱に投入しなければならない。
- ６ 入札は、入札者が見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額により行わなければならない。ただし、入札公告等において単価によるべきことを指示されたときは、その指示による。
- ７ 入札参加者が、代理人をして入札させようとするときは、代理人に入札委任状（様式第５号）を提出させなければならない。
- ８ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対するその他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。
- ９ 入札者は、１入札参加者について１人限りとし、入札室に立ち入る者も原則として同様とする。なお、電子入札の場合においては、立会いを不要とする。
（入札の辞退）

第８条 一般競争入札において参加が認められた者又は指名競争入札において指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- ２ 一般競争入札において参加が認められた者又は指名競争入札において指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式第6号）を直接持参して行う。
- (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 電子入札の場合においては、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 入札書の受付期間内にあっては、電子入札システムにより辞退すること。
 - (2) 入札書の受付時間後にあっては、開札前までに入札辞退届を提出すること。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
(公正な入札の確保)

第9条 入札参加者は、独占禁止法等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格等を意図的に開示してはならない。
- 4 入札に参加しようとする者の間において次の各号のいずれかに該当する関係がない者でなければならない。ただし、当該関係者のすべてが共同企業体の代表構成員以外の構成員である場合についてはこの限りでない。

(1) 資本関係

資本関係が次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）又は子会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号又は会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社に規定する再生手続が存続中の会社等（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社等（会社法第2条第4号の2の規定による親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

人的関係が次のいずれかに該当する場合。ただし、アの場合においては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ）の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役

員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(エ) 組合の理事

(オ) その他業務を執行する者であつて、(ア) から (エ) までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

ア 複数の法人又は個人により構成される組合等とその組合を構成する法人又は個人

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員と夫婦関係にある場合

ウ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員と親子関係にある場合

エ 本庄市物品等競争入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権限を有する者が、他方の会社の契約締結権限を現に有する場合

オ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

5 前項の場合において、入札の辞退を決定することを目的に入札参加者間で連絡を取ることは、第2項の規定に抵触するものではない。

第10条 入札参加者は、入札公告等により提出を求められたときは、誓約書（様式第7号）及び入札金額積算内訳書（様式第8号から様式第11号まで。）を提出するものとする。

（入札書の書換え等の禁止）

第11条 入札者は、一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

(入札の取りやめ等)

第12条 入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめる。

2 入札において、当該入札に疑義があり、公正な入札執行ができないと認められるときは、当該入札の執行を取りやめる。

3 入札参加者が1者の場合は、当該入札の執行を取りやめることがある。

(談合情報への対応)

第13条 入札参加者の談合等の不正行為に関する情報があった場合、本庄市談合情報対応要領(平成18年本庄市訓令第41号)により処理するものとする。

(開札)

第14条 開札は、入札終了後直ちに当該入札場所において、入札者を立ち会わせて行う。ただし、電子入札の場合においては、入札者の立会いを不要とし、入札公告等で指定した日時に、電子入札システムにより開札を行う。

(入札の無効)

第15条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、電子入札の場合においては、次の各号で規定する「押印」又は「押印された印影」とあるのは、「電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第13条第1項に規定する電子証明書等の添付」と読み替える。

(1) 入札者の押印のない入札書による入札

(2) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札

(3) 押印された印影が明らかでない入札書による入札

(4) 入札に参加する資格のない者がした入札

(5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

(6) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

(7) 代理人で委任状を提出しない者がした入札

(8) 他人の代理を兼ねた者がした入札

(9) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札

(10) 明らかに連合によると認められる入札

(11) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札

(12) その他入札公告等に示す事項に反した者がした入札
(落札者の決定)

第16条 落札者は、予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者（最低制限価格を設けた場合にあっては、入札書比較価格の制限の範囲内で、最低制限価格の110分の100の価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者）とする。ただし、一般競争入札の事後審査型による入札の場合は、入札価格の低い順に実施する参加資格審査による参加資格を満たす者を落札者とする。

2 落札者の決定がなされたときは、その場で当該入札者に、その旨を発表し、後日通知する。

3 第18条第1項の規定により落札者の決定を保留した場合は、第19条第1項及び第2項の調査を実施した後、その結果を入札参加者に通知する。

4 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書（様式第12号）又は免税事業者届出書（様式第13号）を提出しなければならない。この場合において、共同企業体については、構成員それぞれがこの届出書を提出しなければならない。

5 物品の売払い、賃貸借その他本市の収入の原因となる入札においては、予定価格以上であって最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(くじによる落札者の決定)

第17条 落札とすべき同額の入札をした者が、2人以上いるときは、直ちに当該入札者にまず落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。この場合に、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

2 前項のくじ引に当たり、当該入札者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

3 電子入札による場合においては、電子くじ（入札参加者が入札時に入力した任意の3桁の数字とシステムで発生する乱数を用いて決定する方法をいう。以下同じ。）により落札者を決定する。

(落札者決定の保留)

第18条 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであって、当該調査基準価格の110分の100の価格未満の入札（以下「低価格入札」という。）があるときは、落札者の決定を保留して、入札執行を終了する。

2 前項の場合において、入札書比較価格の制限の範囲内の入札（低価格入札以外の入札にあっては、最低の価格のものに限る。）の中に同額のものがあるときは、直ちに当該入札者にまず順位を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により順位を決定するくじを引かせ、順位を決定する。

3 前条第2項の規定は、前項の場合において、くじを引かない者がある場合に準用する。

4 電子入札においては、電子くじにより順位を決定する。

(低入札価格の調査)

第19条 前条第1項の規定により入札執行を終了したときは、低価格入札のうち入札価格の最も低いものについて、次の各号のいずれかに該当しないか調査し、該当すると認められないときは、当該入札をした者を落札者とする。

(1) 当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札

(2) 当該入札者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる入札

2 前項の調査により落札者を決定できないときは、次順位の低価格入札について同様の調査を行い、以下、落札者が決定するまで順次次順位の低価格入札について調査を行う。

3 全ての低価格入札について前2項の調査を行った後も落札者を決定できないときは、低価格入札以外の入札のうち、入札書比較価格の制限の範囲内で最低の価格の入札（同額の入札が複数あるときは、前条第2項の規定により決定された順位が最も高いもの）をした者を落札者とする。

4 低価格入札をした者は、調査に当たってはこれに協力しなければならない。

(再度入札)

第20条 開札をした結果、予定価格の範囲内の価格の入札（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札）がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度入札の回数は、1回限りとする。

3 再度入札に参加することができる者は、初度入札に参加した者（最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格を下回らない入札をした者）に限る。

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、再度入札は行わない。

(1) 設計金額を事前公表したとき。

(2) 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであって、初度入札において低価格入札があったとき。

(3) 再度入札に参加することができる者がいないとき。

(不調時の取扱い)

第21条 落札者がいないときは、入札を打ち切り、再度公告又は当該入札参加者以外の者による指名競争入札に付する。

(契約書類の提出)

第22条 落札者は、第16条の通知を受けた日から5日以内に、契約書（案）に記名押印の上、契約約款等、図面（以下これらの仕様書及び図面を「設計図書」という。）及びその他契約に必要な書類を添付して、提出しなければならない。

2 落札者が、前項の期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。

3 落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知書（様式第14号）で通知するものとする。

（契約の確定）

第23条 契約は、市長と落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

（市議会の議決を要する契約）

第24条 本庄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年本庄市条例第63号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、市議会の議決を得たときに本契約として成立する旨を記載した仮契約書を取りかわすものとする。

（異議の申立て）

第25条 入札参加者は、入札後、この心得、契約書（案）、設計図書及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（その他）

第26条 建設工事等の入札参加者は、当該入札に係る契約（第19条第3項により契約を締結する場合も含む。）を締結しようとする日の1年7月前の日の直後の審査基準日に係る経営事項審査（建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受審していなければならない。ただし、当該建設工事等の請負代金額が建築一式工事にあつては1500万円未満、それ以外の工事にあつては500万円未満の場合は、この限りでない。

附則

この心得は、平成28年4月1日から適用する。

この心得は、令和元年10月1日から適用する。

この心得は、令和4年4月1日から適用する。

この心得は、令和7年4月1日から適用する。